

▶ 個人対象事業(2)⇒新事業 インフルエンザ予防接種補助制度

会員が医療機関等において個人負担額 2,000 円以上でインフルエンザの予防接種を受けた場合に補助を行います。

■ 対 象

●会員（本人）のみ

※平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日までに接種を受けられた方で個人負担額が 2,000 円以上の方

■ 補助額

●500 円（年度内 1 会員 1 回）

■ 補助定員

●先着 4,000 人（定員になり次第締め切り）

■ 請求期限

●平成 31 年 2 月 20 日

■ 補助金申請方法

インフルエンザ予防接種補助（個人対象）申請書（P115 様式-5-2）に必要事項を記入し、医療機関等が発行した会員個人名でインフルエンザ予防接種と明記された領収書（コピー可）を貼付して S C K に補助申請を行ってください。

※レシートの添付は不可。

※ FAX での申請も可。



■ 補助金支払方法

申請書は 2 月 20 日（SCK が休業日の場合はその前日）までに提出（受付）されたものを事務局で審査します。補助が決定した補助金は 3 月 10 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に事業所の給付金振込口座に振込みますので、事業所をつうじて補助金をお受け取りください。